社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会地域支え合い活動支援事業実施要綱

（主旨）

第１条　この要綱は、住民が主体的に実施する小地域での住民同士の支え合い活動の支援について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　地域支え合い活動の実施主体は、地区社協，区，組（班）及びこれらに準ずる住民組織とする。

（事業内容）

第３条　地域支え合い活動とは、住民同士の支え合い，助け合いを基本とした相互支援活動とする。なお、活動（サービス）の内容，対象者，費用負担等については、地域の実情を鑑みながら実施主体が設定することができる。

（支援内容）

第４条　社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「本会」という）は、地域支え合い活動について、以下の各号に定める事項について支援を行う。

（１） 活動に関する必要な情報の提供や助言等。

（２） 活動に必要な助成金の支給。

（３） その他、活動にあたり本会が必要と認めること。

（助成金）

第５条　助成金は、１事業につき年額２０，０００円を限度とし、毎年度の新規助成は５事業までとする。

２　助成期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までを１年とし、３年を限度とする。

３　助成の対象となる経費は別表のとおりとする。

（申請方法）

第６条　助成金の申請方法については以下のとおりとする。

（１）助成金の交付を受けようとするもの（以下「交付団体」という）は、助成金交付申請書兼請求書（第１号様式）、団体構成員名簿（別紙１）、事業計画書及び収支予算見込書（別紙２）に団体の活動内容が分かる資料（要綱，チラシ，他）を添付し、当該年度の６月末日までに本会に提出する。

（２）本会は、交付申請があった場合は速やかにその内容を審査し、７月末日までに助成の

可否を交付決定（却下）通知書（第２号様式）により交付団体に通知する。

（３）交付団体は、助成期間終了後翌年の４月３０日までに、実績報告書（第３号様式）、

事業報告書（別紙３）、収支決算書（別紙４）を本会に提出する。但し、助成期間内に

事業が完了した場合は、事業完了時点より１ヶ月以内に提出するものとする。

（助成金の清算）

第７条　精算額が助成金を下回った場合は、その精算額をもって助成金とし、残金は本会に

　返還するものとする。

附　則

この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

別表

【助成対象となる経費】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 科　　目 | 内　　　　　　容 |
| 1 | 会議費 | ○会議開催にかかる弁当代，お茶代等 |
| 2 | 報奨費 | ○講師，指導者等への謝礼 |
| 3 | 旅費 | ○講師，指導者等の交通費○研修，会議等の参加のための交通費の実費 |
| 4 | 事務費 | ○事務用品○活動の資料やポスター等の広報資料の材料費等 |
| 5 | 印刷製本費 | ○資料やポスター等の印刷製本費（コピー代） |
| 6 | 通信運搬費 | ○事業に係る切手代，宅配便料等 |
| 7 | 保険料 | ○損害賠償保険の保険料 |
| 8 | 使用料及び賃借料 | ○会場使用料（但し、家賃，土地代は含まない）○事業実施に係る機器類の賃借料 |

【助成対象とならない経費】

　　人件費，家賃（土地代），光熱水費，燃料費，委託料